

第93回福島県入札制度等監視委員会議事録

1 委員会の概要

(1) 日時 令和6年2月2日(金) 14時00分～16時00分

(2) 場所 福島県庁 本庁舎5階 正庁

(3) 出席者

ア 委員

市岡綾子、伊藤宏(委員長)、伊藤洋子、小堀健太、佐藤成、新城希子、高畠亮、渡邊太健史

イ 県側

総務部政策監、入札監理課長、入札監理課主幹兼副課長、入札監理課主幹、農林総務課主幹、農林技術課副課長兼主任主査、土木部次長(代理出席:土木企画課長)、技術管理課長、建設産業室長、入札用度課主幹兼副課長、教育庁財務課主任主査、警察本部会計課主幹兼次席、県中農林事務所主幹兼副部長、県中農林事務所専門技術管理員、県中建設事務所主幹兼企画管理部長、県中建設事務所管理課長、会津若松建設事務所事業部長、会津若松建設事務所専門技術管理員、相双建設事務所事業部長、相双建設事務所専門技術管理員、会津地方振興局出納室長、相双地方振興局出納室長

(4) 次第

1 開会

2 議事

(1) 審議事項

ア 抽出事案について

イ 地域の守り手育成型方式(試行)の結果について(令和5年4月～11月)

ウ 令和5年度入札制度等改正概要について(案)

(2) 報告事項

ア 不祥事防止対策について

イ 県発注工事等の入札等結果について(令和5年4月～11月)

ウ 入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について(令和5年9月～令和6年1月分)

エ 令和5年度下請状況実地調査結果について

(2) 各委員の意見交換

(3) その他

3 閉会

2 発言内容

【入札監理課主幹兼副課長】

定刻となりましたので、ただいまから「第93回福島県入札制度等監視委員会」を開会いたします。

本日の会議も、前回に引き続きまして会議時間の短縮に向けて、資料の説明を簡単なものにさせていただきます。また、職員については説明や発言等を着座して行いますので御理解のほどよろしくお願いいたします。

本日、澤田委員及び島田委員につきましては、所用により欠席となっております。

それでは、議事の進行について、伊藤（宏）委員長よろしく申し上げます。

【伊藤（宏）委員長】

これより議事に入ります。

まず、本日の議事の進め方について協議したいと思います。本日は審議事項が3件と報告事項が4件ございますが、これらについては、公開で行うこととしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

初めに、審議事項ア「抽出事案について」です。

テーマは「予定価格が3,000万円未満の一般土木工事及び舗装工事（地域の守り手育成型以外で発注した案件）」、対象期間は、「令和5年4月～令和5年9月までの契約案件」です。

この抽出案件は、3,000万円未満の工事について技術を要するなど地域の守り手育成方式での発注が適さないものとして他の入札方式を選択した工事の状況を調査するものです。

抽出理由の説明ですが、澤田委員、島田委員ともに欠席でございますので事務局から説明をお願いします。

【入札監理課主幹】

（「資料1」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

それでは、案件番号1 相双建設事務所の案件について説明してください。

【相双建設事務所】

（「資料1」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

【高島委員】

着工が4月で完成は3月ということで、2,600万円ですので、感覚的には工期が長い気がするのですが、当初はどのぐらいだったのか、最初からこうだったのか。中途に中止や延期があったのか教えていただきたい。

【相双建設事務所】

当初より、完成工期は令和6年3月21日で契約しております。

工期が多少長いということに関しましては、河川の工事ですので、夏場の出水等の期間を考えて、工期を設定しております。

【新城委員】

広く入札参加者を求めるため、このようにしたというような御説明がありましたが、澤田委員の抽出理由にもありましたように、私も地域の守り手育成型方式を適用していたらどうだったのかなと思いました。

入札参加者が地域密着型だと平均1.5者との説明がありましたが、そうであれば、発注者内部で（地域の守り手育成型方式と総合評価地域密着型の）どちらがいいかという御意見は、いろいろあったのでしょうか。

【相双建設事務所】

以前は、相双建設事務所管内でも令和2年度に3件、令和3年度に3件の地域の守り手育成型方式を適用した発注はありましたが、令和元年東日本台風等の災害復旧工事が本格化してきましたので、請負業者等の手持ち工事が非常に多くなったということから、地域の守り手育成型方式ではなく、広く参加者を求める総合評価方式の地域密着型を選択したところではあります。

【伊藤（宏）委員長】

広く入札参加者を求めたという意図とは反対に2者しか参加しなかったわけですね。

逆に、指名競争入札をすれば、数者指名するわけで、その中で辞退というのも当然ありうるにしても、平均1.5者というような状況を鑑みれば、地域の守り手育成型の方が、入札参加者が多いというのは、想像できなかったのでしょうか。

【相双建設事務所】

建設業協会等からの聴き取り等も踏まえて、入札があったかどうかは今ではわかりませんが、今までの傾向から言えば、応札があるとは限りません。

やはり技術者等がいなければ、応札ができない場合もございますので、指名したところが必ず応札するという事はないかと思えます。聴き取り等を行い、受注状況を踏まえ地域の守り手育成型を適用しなかったということです。

【市岡委員】

伺いたかった内容に関する御発言がありましたのでお尋ねいたします。聴き取りをなさったとのことですが、どのように聴き取りをされているのか、また聴き取りの頻度についてなど、詳しく伺いたくお願いいたします。

【相双建設事務所】

年度当初・中間・年度後半の年3回を目安に、事務所と建設業協会との意見交換会を実施しており、その中での聴き取りということでございます。

【伊藤（宏）委員長】

個別の案件について、聴き取りというわけではないですね。

【小堀委員】

先ほどの高島委員の御質問に関連してなんですが、わからないところがあり教えていただければと思ったのですが、工期が354日で、長くされたということは特段異論はないのですが、工期を長く設定することと、予定価格や契約金額とか、そういったところで、高くなるというようなつながりとかはあるものでしょうか。

【相双建設事務所】

ございません。

【伊藤（宏）委員長】

ほかいかがでしょうか。

それでは次に、案件番号2 県中建設事務所の案件について説明してください。

【県中建設事務所】

（「資料1」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

はいありがとうございます。ただいま説明のあった件につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

一般論としてお伺いしたいのですが、この地域の守り手育成型でやるのと、いわゆる条件付一般競争入札でやるのと、事務量的にはどちらのほうが多いでしょうか。

【県中建設事務所】

守り手の方が選定する企業数が多い場合は大変だと思いますが、そもそも登録している企業数が少ない場合は、そうとは限らないと思います。

【伊藤（宏）委員長】

そういうことで大体よろしいでしょうか。地域の守り手育成型はいわゆる指名競争入札ですよね。事前にいろいろな手続を経て指名業者を決めなきゃいけない。

ところが一般競争入札の方が条件付であったとしても、言ってみれば業者に任せるわけですよね。評価、資格審査が事後であれば、事前の資格審査も要らないということであると、一般競争入札の方が、発注者の事務量が少ないということになるのかなと思って質問したのですがその辺はいかがでしょう。

【県中建設事務所】

県中建設管内では登録している企業がかなり多いので、やはり今、委員長がおっしゃったように、そこから選別していく作業というのはかなり慎重にならざるを得ない。条件付き一般競争入札よりは、地域の守り手の方が事務量的には大変だと思います。

【伊藤（宏）委員長】

だとすると、どちらでやってもいいんじゃないのって。

でも基本的には、地域の守り手育成型っていう制度をつくったので、それをもって、地域の守り手を育成するという意図のもとで、指名競争入札をやりたいということになったにも関わらず、なかなか地域の守り手が使われないで、条件付一般競争入札になってしまっていると。

もちろん技術的な問題もあるのかもしれないのですが、すごくうがった言い方をすると、地域の守り手育成型の方が面倒くさいから一般競争入札の方が簡単だろうということ、安易に地域の守り手育成型をやめて、一般競争入札にしているんじゃないかというような疑問が湧くのですがその辺はいかがでしょうか。

【県中建設事務所】

決してそういうことではなく、県中建設事務所では側溝工事や簡易的な舗装工事、そういったものは地域の守り手を採用しています。

今年度発注したこのような河道掘削工事は全て総合評価で行っておりますので、決して地域の守り手を使っていないというわけではございません。

【佐藤委員】

質問というよりは意見なのですが、地域の守り手を育成しなければならないというのは、福島県でも地域によると思うのですが、県中のように、郡山中心にしているところは業者数が圧倒的に多いわけですし、ましてや県外からも来やすい地域であります。県北やいわきあたりもそうだと思うんですけども、そうじゃない相双も宮城のほうから入ってきやすいかもしれない。でもやっぱり地元の業者を守らないとならないっていうのが、地域の守り手育成型じゃないか（と思う）。

あとは会津地方では若松あたりは大丈夫かもしれないのですが、それ以外のやっぱり守り手を中心にするような、育成していかないとならない地域はあるというか、もともとそういうものではないのかなと思います。ただ県中あたりで育成育成型っていうよりはもう、素直に一般競争入札的なものでいいんじゃないのかなと。

育成しなきゃならないところを重点的にやっていくっていうようなことをやっていかないと、今の委員長の話じゃないですが、やれるのにやらないじゃないのっていうような、もともとやらなくてもいいのかなっていう地域はやらないでもいいんじゃないかな。

県内、一律にやっていく必要、一つの方針としてはそうなんでしょうけれども、やっぱり、地域性をもうちょっと考えたほうがいいんじゃないかなと思います。

その辺はいかがですか。

【入札監理課主幹】

ただいまお話ありました地域性を考えてはどうかとのことなんですが、この後資料2で、今年度の守り手方式の結果を取りまとめたものを報告する中に一部入れていたところですが、確かに地域によっては登録企業数が少ないところがありまして、地

域の守り手よりは、地域密着型を使用したほうが、地元がとりやすいと考えるところもありますので、その辺は、地域の実情を見ながら、より良い方式を選択しながら発注を進めていければいいのかなと考えています。

【高島委員】

今ほどの委員長の話を受けてでもあるのですが、資料2で地域の守り手のお話が出るとありましたが、その地域の守り手と地域密着型の適用部分の考え方を、再確認のためもう一度事務局から伺いたい。

【入札監理課主幹】

守り手方式と地域密着型の適用部分という点ですが、まず工事内容の確認を行いまして、発注種別は5工種に限られておりますので、それ以外であれば当然守り手は使えませんが、その他工事内容で高度な技術力を要する工事に関しては、総合評価方式を選択するというような指名選考フローになっています。

【伊藤（宏）委員長】

はい。この議論は次の議題のとき、また、お願いいたします。

それでは次に、案件番号3 会津若松建設事務所の案件について説明してください。

【会津若松建設事務所】

（「資料1」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

抽出委員の質問に対する答えはここに書かれているとおりにですね。

ほかにないようでしたら次に進みます。

案件番号4 県中農林事務所の案件について説明してください。

【県中農林事務所】

（「資料1」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

【佐藤委員】

近年入札不調が発生している状況にあるということなんですが、入札者がいないという場合と、入札金額が折り合わないという場合があると思うのですが、この近年の不調というのはどのような状況で不調が起きているのか。入札者がいないというのであれば指名したほうがいいのかなどと思ったので状況を教えていただきたい。

【県中農林事務所】

入札者がいないという状況です。

【伊藤（宏）委員長】

それはいわゆる一般競争入札で、入札に参加する業者がないということですね。

【県中農林事務所】

はいそうです。

【伊藤（宏）委員長】

だとすると、逆に指名競争入札で、一定の企業を指名したほうが、業者としては、指名されたことに対する責任感みたいなものがあるって、辞退はしないということになるのかなというふうに思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

【県中農林事務所】

今回の工事のように施工条件が悪いということだと、入札不調が発生しているという状況でございまして、先ほど委員長からお話ありましたが、指名業者の中から入札を辞退するものが出てくると想定されるところでございます。

限られた指名業者の中で、入札ということになりますと、入札不調のリスクが少し高まるのかなということでした。

【伊藤（宏）委員長】

一つの工事について指名競争入札と一般競争入札を同時にやるわけにはいかないのですが、どっちのほうが多く業者さんに参加していただけるのかってというのがわからないのですが、少なくとも、参加者がいないであるとか、1者とか、多くて2者というような状況を踏まえれば、逆に指名競争入札のほうが、それなりに辞退をしないで参加してくれるんじゃないかというふうには思うんですけども。

【佐藤委員】

私もその辺は指名できれば、例え辞退されるなり、入札結果はよくないにしても、業者からの説明は受けられるような気はするんですね。それでその後の入札で価格を上げるなり、期間を延ばすなり、あとは、別な業者、指名できる業者、に意見を聞くということも、それはそれで必要なのかなと思いましたので、一般競争入札的なものよりは、ある程度指名していった方がいいような気はします。

【伊藤（宏）委員長】

指名競争入札の場合、辞退した業者さんに対して、どうして辞退したのかっていう説明を書かせる仕組みにしていますよね。

ところが一般競争入札だと、そういうことは当然出来ない、何らかの場を設けてやるってことはあり得るかもしれないですが、ということは、先ほど、佐藤委員がおっしゃったように、どっちみち不調だとすれば、応札者がいないとすれば、情報を吸収するっていう意味では、地域の守り手育成型のほうが指名競争入札のほうが、それができる仕組みになっているんじゃないかというふうには思います。

はい、ほかいかがでしょうか。

それでは抽出案件全般に関する意見交換に移りたいと思いますが次の議題も同じようなものになってしまうんですけども、何か今までの抽出案件について何かございますか。

【高島委員】

この資料1の1を使って抽出されているんですが、日付が契約日しか出てきません。ということで、先程案件1の時にも聞きましたが、できれば工期の当初や最終の日付が資料1-1に入れば抽出しやすいかなという気がします。契約日だけだとどのような期間での工事かなどが見えないので、そういう資料をつくることは可能でしょうか。

【入札監理課主幹】

資料の作り方ですが、当初の発注時の契約工期というか、そういったところまでは入れることは可能かと思います。

【伊藤（宏）委員長】

完成予定日でしょうか。当然契約のときにわかるわけですから、書こうと思えば書ける？表がもう少し込み入ってしまう可能性はありますけれども、ちょっとその辺は後で事務局と相談させてください。

よろしいでしょうか。

それでは、次に、審議事項イ「地域の守り手育成型方式（試行）の結果について（令和5年4月～11月分）」です。

事務局の説明をお願いします。

【入札監理課主幹】

（「資料2、2-1、2-2」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

【高島委員】

ありがとうございます。

では2点ほど、まず1点目は2ページの（3）、選考基準の追加、運用見直しのところですが、1行目に書いてあるとおり、実績経験や地域貢献を選考基準に追加とあります。

選考基準の内容自体は非公表なんですね。企業として受注戦略を立てにくいのではないかと思います。

先ほどの委員長とのやりとりを聞いていると、詳細な基準は無理でも、この選考にあたって、例えばこのような実績とか経験とか地域貢献を重視する何かの、基準の骨子ぐらいは示せるのではないかと、行政側としても最終的には地域の守り手で望ましい方向に導いていけるんじゃないかなと思いました。もう1点は、これもさっきの話ですが、地域の守り手の適用がどんどん減り続けているのは発注者側のニーズと、制度自体にミスマッチが生じているんじゃないかなという印象を受けました。例えば、この4ページ目の（2）の1番上の技術力、品質確保の1段目に技術的適性という言葉がありますが、この技術的適正一つとっても、発注される建設事務所・土木事務所さんあたりで、そう認識されなければ発注にならないんじゃないかなという気がします。実際は発注者が求めるレベルにあった指名選考ができるように、今試行ということでやっていますから、施工業者の数とか選考基準を変えていくのも一つ手なのかなとか、例えば制度のほうで方部とか、工事種

別とか、こういうことも変えてみて、効果とか弊害を検証してくのがこの試行中じゃないかと。

そして段階的にいい方向に固めていかないと逆に、ただ減少の一途をたどるだけかなという印象がありました。いかがでしょうか。

【入札監理課長】

今ほどの御意見ですが、こちらでも、5項目、技術的適性や実績経験や、地域要件、地域の基準等がございますので、示せる範囲で示していきたいと思いますが、示すことによって、指名業者が類推できるようなことだけは避けていきたいと考えておりますので、その辺は検討させていただきたいと思います。

また、ミスマッチの話がありました。技術的適性の部分につきましては、土木部とも調整しながら今回、基準をつくってきたものでございますので、引き続き、意見を聞いて、内容をどこまで見直せるかというところを検討していきたいと思います。

なお、12月末現在ですと、僅かながらですが昨年の実績に何とか守り手の契約件数が追いついたなというところまで来ておりますので、今後とも、活用を多く、数を増やせるようこちらも周知を図っていきたいと思います。

【伊藤（宏）委員長】

いろいろな経緯があつてこの制度を導入したわけですけど、ただ思ったほど、活用されていない。

つまり、発注者がこの制度を使わないあるいは、使ったとしても、辞退者が結構多くて、なかなかうまくいかないと、こういうようなことで、いろんなことで工夫しながら、あるいは手直しをしながら、この制度をなるべく使っていただけるような形でということをお考えたと思うのですが、先程佐藤委員がおっしゃったように、地域性の問題もあつて、業者が少ないような地域が逆に使いにくいということで、本当はそういうところの地域の守り手をちゃんと育てていかなきゃいけないということにも関わらず、逆のことが起こっているということがありますので、一般競争入札と指名競争入札を比べてどっちがいい悪いかという議論はもう、この際やめて、取りあえず、せっかく導入したんだから、この制度の趣旨に合うように、能登半島の地震も含めて、いつ、いろんな災害が起きるかわからない状況においてはやっぱり地域に密着をした、業者をちゃんと維持しましょうと、あるいは育てましょうと。こういうことが非常に大事なことで、それは多分皆さん異論はないところだと思います。

せっかくそういう意図・趣旨で制度をつくったので、その趣旨に合うような仕組みというのか、使いわけというのか、にしていけないとダメで、結局いろいろ手直しをしても、発注者側はなかなか利用してくれない、あるいは、業者がなかなか参加しないということだったら、この制度なんのためにあるのってということになりかねませんので、まだ若干の工夫の余地、改良の余地はあるとは思いますが、それでもなかなか、活用されないということだったら、この制度そのものはどうなのってというような議論にもなりかねないのかなというふうな印象は持っております。

【新城委員】

いろいろな見直しをしていただいて、いろいろ改善されているというふうに思っていますが、ただ、見直したものがあまり伝わっていないのではないかなと。

もう少しわかりやすく、使う業者にも、選定する方々にももっとわかりやすく示したほうが、せっかくの見直しが、わからないままでは仕方がないなという印象を受けました。

先程の委員の骨子とか基準とかそういうのを示せる方法、段階くらいまで示して、あともう少し、地域の守り手と総合評価の地域密着型の比較を作り、ちゃんと並べてもう少しわかりやすくしていただけたらなというふうにお願いしたいと思います。

【伊藤（宏）委員長】

それで試行はもう少し継続するということですね。

はい。ほかよろしいですか。

【高島委員】

偏りの話ですが、6ページが一番下の2の指名状況で、平均指名回数とか指名されなかった企業さんの記載があるのですが、ちょっと偏りまでは見えないなという、例えば何回指名されている企業、何回受注しているかとかしていないとか、わかりやすいケースでいうと、この資料2の1の1ページ目の表の1番上の角ですが、一般土木の県北で64という数字があります。この振り分けはこれで単純に分かるのですが、この64件の中でA者は何回指名選考にあって、何回落札できたのかとか。

基本的にこの制度が始まる時には一覧表掲載企業を年度内、最低1度は選考するように努めるという基準が示されていたと思うのですが。例えば4, 5回選考され、3回ぐらい仕事をもらえたとか、いや4, 5回選考されてもゼロだとか、発注件数の減少で仕方ない部分もあるんだと思うのですが、どういう状況か隔たりの部分では、私にはちょっと状況が見えなかったので、もう少し資料の作り方を検討いただけないでしょうかというお願いです。

【入札監理課主幹】

その辺の状況が分かるような資料につきまして今後お示しできるようにしてまいりたいと思います。

【伊藤（宏）委員長】

よろしいでしょうか。

それでは、審議事項ウ「令和6年度入札制度等改正概要（案）について」です。

事務局の説明をお願いします。

【入札監理課長】

（「資料3」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいま説明のあった件について、御質問等ございましたらお願いします。

毎年行っている、当該団体からのヒアリングの機会と、要望も踏まえながら、こういうような総合評価方式の、評価項目の見直しでございます。

【高島委員】

では3ページになりますが、この家畜伝染病の対応と災害時の出動実績、同等評価ということになっていますね。両方に対応してもこれ以上加点の上乗せはないと。評価するた

めに加点項目を増やされたのに別々に評価しないという、ここを同等評価とした理由を教えてください。

【入札監理課長】

災害に関しましても家畜伝染病に関しても、無いにこしたことはないですが、災害と同等の内容ということで、同じ項目で整理しています。

仮に、災害時の出動実績がなかった地域でも、そこで鳥インフルエンザ等が発生し対応していれば、その事で加点がなされるということですので、これについては同じ項目の中で、評価をさせていただきたいと思えます。

【伊藤（宏）委員長】

考え方の問題だと思うんですが別の評価基準としてあげるということも、制度としてはあり得るのかなって気はしますけれども。高島委員いかがですか。

【高島委員】

実際、先般、鳥インフルエンザが発生して、作業に行った方々が相当苦勞されたという話を聞いていたので、せっかく評価するため加点項目を増やすのであれば別々に評価したほうがいいのかと思った次第です。

【伊藤（宏）委員長】

ということで、取りあえずこれでやってみて、こういった形で加点が実際出てくるのかっていうのも踏まえながら、これは別項目のほうがいいんじゃないかということになればまたそれも検討していただくということで、取りあえずまずこれでやってみるということで、よろしいでしょうか。

(異議なし)

はい、ありがとうございます。御異議ないものと認めそのように決定いたします。

それでは、審議事項終わりました、報告事項に移りますが、休憩のため換気をさせていただきます。

5分後ぐらいに再開させていただきます。

～休憩・換気～

時間となりましたので、再開します。

次に、報告事項ア「不祥事防止対策について」です。

事務局の説明をお願いします。

【入札監理課長】

(「資料4」により説明)

【伊藤（宏）委員長】

ただいま説明のあった件について、御質問等ございましたらお願いします。

【渡邊委員】

報告ありがとうございます。

2頁目の(3)実施結果の②の立入り点検のところでお伺いしたいのですが、不適切なID使用があったというところにつきまして、当該職員だったり、当該出先機関においてその不適切使用についての認識はどのような認識だったのかおわかりであれば御説明お願いします。

【入札監理課長】

今回の立入り点検の前に自己チェックもそれぞれの所属でしておりまして、その際に判明したものもあり、したがって、自己チェックの効果があったところもあります。また、必要のない職員にIDを付与していたという部分については、こちらに登録のある名前と実際の所属で管理しているものが一致しなかったということで、立入り点検に入って初めて、その結果わかったというものです。

【渡邊委員】

点検の結果認識してわかったということであれば、点検の意義はすごくあったのかなと思いますので、今後も継続していただければと思います。反対に、不適切であることを認識した上で、今まで放置していたとか、あるいは見つからなければいいと思っていたということであれば、非常にそれは問題だと思しますので、それはそれでまた別の対処が必要になってくるかなと思ひ御質問でした。ありがとうございます。

【伊藤（宏）委員長】

ほかいかがでしょうか。

この委員会は、入札制度等監視委員会なので、入札に関わる不祥事の防止と対策について説明いただいたんですけども、去年、いろんな不祥事が起こって、入札以外の、破廉恥な行為であるとか、交通事故であるとか、あったかどうかわからないのですが学校ですとか公務員のいろいろな不祥事がありますけども、入札以外のその辺についての研修というか、そういうところではどのような取組をやっておられるのかわかれば教えてください。

【入札監理課長】

その後も不祥事等がございまして、職員全般に対しても、新たに第三者委員会を開催して、再発防止策として、コンプライアンス意識の徹底のための対策をしております、今週も管理職向けのコンプライアンス研修を実施したというところでもありまして、チラシを作成し配布するなど、そういった取組を現在全庁的にしているところです。

【伊藤（洋）委員】

先程の渡邊委員と同じなんですけど2頁目の立入検査の実施結果ですね、他者のIDを利用していたということがありますが、これに対して特に罰則等はなかったのでしょうか。貸した側と利用した側に罰則等を検討される予定はないのでしょうか。ただ結果だけで終わってしまって、例えば先輩から頼まれれば断れないとそういう事態に発展するのではないかと危惧されるものですから罰則みたいなものを検討されてはいかがでしょうか。

【入札監理課長】

今後の検討にはなってくるかと思いますが、今回の事例ですと、本来使うべき職員が、パスワードが失効してしまって申請すればいいものをせずに安易に他の職員のIDを使用したというところでした。それで、不適切な対応はしておりますが、それを何か悪用したとか、そういったところまではございませんでしたので、所属から指導はしておりますけれども、今後、そういったことも必要かどうかも含めて検討をしていきたいと思っております。

【伊藤（洋）委員】

お願いします。

【伊藤（宏）委員長】

よろしいでしょうか。

それでは、次は報告事項のイ「県発注工事等の入札等結果について（令和5年4月～11月）」です。事務局の説明をお願いします。

【入札監理課長】

（「資料5」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいま説明のあった件について、御質問等ございましたらお願いします。

気になったことがあるので、わかったら教えていただきたいんですけども、この資料5でいうと1番上の部局等別のところで、議会事務局、1件3億7,800万というのがあるんですが、この工事内容が一体何なのかってことと、入札参加者数が1者になっているんですが、この辺の理由とか、抽出案件じゃないのでわからなければいいんですけども、わかれば教えてください。

【入札監理課長】

工事の内容ですが、議場の改修と本庁舎の三階フロアの改修工事といった内容でございます。

1者の部分については議場を改修するというところで、過去の実績という部分で少し厳しい条件がついていたと記憶しております。

【伊藤（宏）委員長】

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に参ります。報告事項ウ「入札参加資格制限（指名停止）の運用状況について（令和5年9月～令和6年1月分）」です。

事務局の説明をお願いします。

【入札監理課主幹兼副課長】

（「資料6」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいま説明のあった件について、御質問等ございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは次に参ります。報告事項エ「令和5年度下請状況実地調査結果について」です。事務局の説明をお願いします。

【入札監理課主幹兼副課長】

（「資料7」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいま説明のあった件について、御質問等ございましたらお願いします。

【伊藤（宏）委員長】

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは次は、「各委員の意見交換」です。意見等がありましたらお願いします。

【高島委員】

例えばですが、スタートの部分で発注があります、なんらかの中間で入札落札がありません、最後の終わりで竣工完成があります、国や他県の入札監視委員会は<制度>が入っていないので、この真ん中の落札までのとこ、基本的には、私の知っている限りで全部じゃないですが、抽出案件だけを議論されていると聞いているところもある。ただ本県の委員会は<制度>が入っているのです、最後の完成竣工まで全部を守備範囲という再認識でよろしいのでしょうか。

【伊藤（宏）委員長】

守備範囲という意味はどういう意味でしょうか。

【高島委員】

結局、全てとなると、法律的に会計法・入契法・業法・品確法と、全部オールマイティに入ってくる。ただ、国とか他県は、年に2、3回しかやってなくて、聞くと、抽出案件だけやっているケースもあり、<制度>がない。本県は<制度>まで入っているのです全部になるという、考え方でいいのかなというご質問です。

【入札監理課長】

入札制度等監視委員会の担任する事務が規定されておまして、まずは入札及び契約の適正化に関する重要事項、入札及び契約の過程並びに契約内容に関する事項、入札及び契約に関する苦情に関する事項、入札及び契約に関する談合その他不正行為に関する事項ということで、入札・契約というところまでと考えてございます。

【高島委員】

何でもこういう話をしたかというのと、さっき言ったように、他県に比べて本県は、開催回数も多いようですし、なにせ守備範囲が広いなという印象なので、そうすると、事務局は大変だと思うのですが、今日正直思ったのは、資料的にさっきも何回も言いましたけども、もう一步踏み込んで掘り下げた資料が見たいとすると、相当忙しいと思うんですね。

なにせ2年の間に本県は委員会を9回開催しているわけですから、事務局は忙しいと思うのですが、もう少し踏み込んだ資料を何とか出していただけないかというお願いが一つと、もう1点は、できれば以前のように1週間前に資料をいただきたいというお願いです。

【伊藤（宏）委員長】

この委員会ができたいきさつっていうのがあって、正確に知っているわけじゃないのですが、要するに、いわゆる入札の監視、もう一つは制度をどうするかっていうことがあって、この二つが合体してこの委員会になっているらしいんですね。

ですからそもそものきっかけが、知事の不幸事があった、それに対してどういうふうな制度設計をすべきかっていうような話で、制度設計の問題の委員会があったんです。それが合体したってことで、かなり守備範囲が広がっているということで、私も、他県じゃないんですけどもほかの市とかで、入札監視委員会やっていますけども、基本的には抽出案件の審議を踏まえながら、今あるこの現状の制度に対して議論をして、何らかの形で、もしも、問題があれば提案をするというぐらい、要するに提案とか意見を述べるというぐらいのことまではしています。

単にその抽出案件、これどうになりましたっていうだけでは、私郡山市と伊達市とやっていたけども、単なる抽出案件の審議だけではないんですね。

伊達市なんかは、一般競争入札の制度はあったんだけどそれが活用されていないということで、どうしたらその指名競争入札じゃなくて一般競争入札が実際に活用されるのかっていうようなことが、監視委員会をつくったそもそものきっかけなんですね。

ですからそういう意味で、抽出案件の審議も踏まえながら、制度はどうあるべきかっていうような議論をしています。

【入札監理課長】

資料のお話がありましたが、こちらも1週間前にお配りしたいということでやっておりますが、今回の制度の部分であるとか、それがギリギリまで調整にかかってしまったので、次回以降早めに資料を送付できるよう準備をしたいと思います。

【伊藤（宏）委員長】

ということで、お忙しい中だと思いますけどもよろしくお願いいたします。
ほかにいかがでしょうか。

はい。それでは次に、「その他」に移ります。委員の皆様から、何かございますか。
それでは、事務局のほうから何かありますか。

【入札監理課主幹兼副課長】

では事務局より、次回の抽出案件の審議対象期間及び抽出テーマの決定並びに抽出チームの指名をお願いしたいと思います。

【伊藤（宏）委員長】

ただいま、事務局から審議依頼のあった件について、御意見を申し上げます。事務局案があれば申し上げます。

【入札監理課主幹兼副課長】

それでは事務局案を申し上げます。抽出テーマは、「応札者のなかった案件」こちらは5年に1回ぐらい、やっておりますして前回平成29年度にやった実績がございます。対象期間は、「令和4年度」、また抽出委員は五十音順で「新城委員、高畠委員」ではいかがでしょうか。

【伊藤（宏）委員長】

それでは、次回抽出テーマは「応札者のなかった案件」

期間は「令和4年度」とします。

抽出チームは、新城委員と高畠委員を指名しますので、よろしく申し上げます。

それでは、本日の議事は、これで終了いたします。

【入札監理課長主幹兼副課長】

それでは事務局から御連絡でございます。

次回の委員会は6月の開催を予定しております。年度が明けて、4月になりましたら改めて日程調整をさせていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。

それでは、以上をもちまして、「第93回福島県入札制度等監視委員会」を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。